

相続とは、亡くなった人（被相続人）の財産を、残された家族など（相続人）が引き継ぐことを言います。相続には「遺言相続」と「法定相続」の2つの方法があります。なお、「遺言相続」は、原則、「法定相続」に優先します。

法律の定めより優先される「遺言」

遺言を残すことにより、自分の意思で遺産の分配方法を決めることができます。家族の事情などを考慮し、法定相続分と異なる割合を決めるなどができます。

遺言相続とは

民法で定めた法定相続での分割とは異なり、家族それぞれの事情に合わせた遺産分配を望む場合に有効な制度が「遺言制度」です。遺言制度のメリットは、自分の意思で遺産の分配方法を決めることができます。満15才以上なら、この制度を利用できます。遺言には次のようなことを記載できます。

- ・ 「遺贈」（遺言により、特定の財産または財産の一部を、ある特定の相続人や特定の人へ与えること）
- ・ 「信託の設定」（公益信託などを設定すること）
- ・ 非嫡出子を認知すること
- ・ 「相続分の指定」または「指定の委託」（法定相続分と異なる割合で相続することを定めること）
- ・ 遺産分割方法の指定または指定の委託
- ・ 遺言執行者の指定や指定の委託など

法定相続とは

被相続人の財産を相続できる人は、民法で定められています。民法に沿った方法で相続することを法定相続といいます。相続できる人と順位、相続分は以下の通りになっています。常に配偶者は相続人。ただし婚姻の届出がされていない内縁関係の妻や夫、離婚した夫や妻は対象外です。順位は次のとおりです。

第1順位	<ul style="list-style-type: none"> 子（養子含む） 子が死亡している場合は、その子（被相続人の孫）が相続人となります。
第2順位	<ul style="list-style-type: none"> 直系尊属（両親や祖父母） 祖父母は、父母の双方または一人がいる場合は相続人とはなりません。 実父母と養父母は、同順位で相続人となります。
第3順位	<ul style="list-style-type: none"> 兄弟姉妹 兄弟姉妹が死亡している場合は、その子（被相続人の甥や姪）が相続人となります。

法定相続分

相続人が配偶者と子の場合	それぞれ2分の1ずつ
相続人が配偶者と直系尊属の場合	配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1÷人数
相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合	配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1÷人数
配偶者のみの場合	全部（子が複数のときは全部÷人数）
子のみの場合	



相続税計算の手順

1) 各相続人の課税価格の合計額から基礎控除を差し引いて課税遺産総額を算出します。

相続税の基礎控除は『3,000 万円 + 600 万円×法定相続人の数』で求めます。

2) 課税遺産総額を法定相続分で按分をします。

その按分後の価格に税率を乗じて相続税の総額を算出します。

そして、その相続税の総額を実際に相続した割合で按分しなおして、さらにそこから贈与税額控除や配偶者の税額軽減等の各種税額控除を差し引いて各相続人の納付相続税額を算出します。

基礎控除額

3,000 万円 + (600 万円×法定相続人の数)

亡くなった方の財産をすべて合計し、この基礎控除額を超えていれば相続税の申告が必要となります。超えていなければ相続税に関する手続きは一切行う必要はありません。

ただし、特例等の適用により相続税が控除され納税額が0円になった場合には、適用した旨、税務署へ申告が必要になります。

その相続税、もっと削減できるかも？

相続税の納税額が莫大で、支払いの負担が大きい方も軽減措置によって節税できるかもしれません。

土地を相続した場合

『小規模宅地等の特例』を適用することで **50%もしくは 80%の減額**が可能になります。

夫婦間での相続の場合

『配偶者税額軽減特例』を適用することで、1億6,000万円までは**税額ゼロ**になります。

このように様々な特例を適用することで相続税を最小限に抑えることが可能となります。

ただし、不動産の特例を適用するためには定められた条件をクリアする必要がありますし、配偶者の特例を適用する場合は二次相続のことも考えておかなければなりません。一つ選択を誤ってしまうだけで、税額も変わっていきます。

特に土地の評価は、「税理士が10人いれば10通りの評価がある」と言われるほどですので、適正な評価を受けるためには、相続の知識と経験が豊富な税理士に相談することが、相続税を最大限に節税するための秘訣となります。

相続税の総額計算

相続税の総額は、次のように計算します。

(イ) 上記の「各人の課税価格の計算」で計算した各人の課税価格を合計して、課税価格の合計額を計算します。

各人の課税価格の合計 = 課税価格の合計額（正味の遺産額）

(ロ) 課税価格の合計額から基礎控除額を差し引いて、課税される遺産の総額（課税遺産総額）を計算します。

課税価格の合計額 - 基礎控除額（3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数） = 課税遺産総額

(ハ) 上記(ロ)で計算した課税遺産総額を、各法定相続人が民法に定める法定相続分に従って取得したものと仮定して、各法定相続人ごとの法定相続分に応ずる取得金額を計算します。

課税遺産総額 × 各法定相続人の法定相続分 = 各法定相続人の法定相続分に応ずる取得金額（千円未満切捨て）

(二) 上記(ハ)で計算した各法定相続人ごとの法定相続分に応ずる取得金額に税率を乗じて相続税の総額の基となる税額を算出します。

各法定相続人の法定相続分に応ずる取得金額 × 税率 = 算出税額

(木) 上記（二）で計算した各法定相続人ごとの算出税額を合計して相続税の総額を計算します。

各法定相続人ごとの算出税額の合計 = 相続税の総額

各人ごとの相続税額の計算

上記の「相続税の総額の計算」で計算した相続税の総額を、財産を取得した各人の課税価格に応じて割り振って、財産を取得した各人ごとの税額を計算します。

相続税の総額 × 各人の課税価格 ÷ 課税価格の合計額 = 各相続人等の税額

各人の納付税額の計算

上記の「各人ごとの相続税額の計算」で計算した各相続人等の税額から各種の税額控除額を差し引いた残りの額が各人の納付税額になります。

ただし、財産を取得した人が被相続人の配偶者、父母、子供以外の者である場合、税額控除を差し引く前の相続税額にその 20 パーセント相当額を加算した後、税額控除額を差し引きます。

なお、子供が被相続人の死亡以前に死亡しているときの孫（その子供の子）については、相続税額にその 20 パーセント相当額を加算する必要はありませんが、子供が被相続人の死亡以前に死亡していない場合の被相続人の養子である孫については加算する必要があります。

配偶者の税額の軽減

配偶者の税額の軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかかるないという制度です。

(1) 1億6千万円

(2) 配偶者の法定相続分相当額

この配偶者の税額軽減は、配偶者が遺産分割などで実際に取得した財産を基に計算されることになっています。

したがって、相続税の申告期限までに分割されていない財産は税額軽減の対象になりません。

一次相続と二次相続について

一次相続とは第一順位の相続人（配偶者と子供）で相続する場合、

二次相続とは一次相続人の配偶者が死亡した場合の相続（子供のみ）

一次相続は配偶者と子供2人の場合の相続人は計3名。二次相続はこども2人のみで計2名で相続。

[注意点]

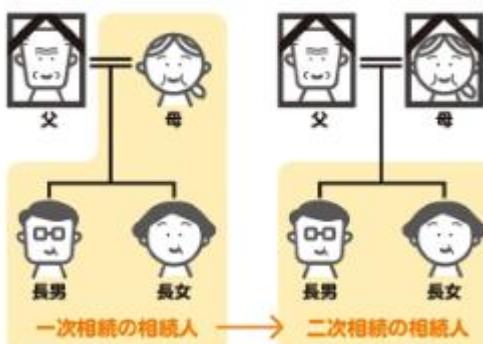
一次相続と二次相続を比べると、配偶者が亡くなることで法定相続人の数が少なくなるため二次相続のほうが基礎控除額が減るのが一般的である。つまり課税価格が同じと仮定すると、二次相続のほうが相続税額が増えるということになる。

さらに影響が大きいと考えられるのが、「相続の特例」への影響である。

配偶者控除と小規模宅地等の特例について、一次相続と二次相続で違いが出てくる。配偶者控除は大きな節税効果のある特例だが、配偶者が相続人にならない二次相続では、使うことができない。小規模宅地の特例では配偶者が相続した場合は、必ず80%減とすることができます。ところが、配偶者以外の親族が相続した場合は、相続人の居住状況や、持ち家の有無など追加の条件が設けられている。

このため、避けたいのは、一次相続のことだけを考えた対策です。配偶者が相続する財産には手厚い特例が設けられているが、これを使いすぎると二次相続の税負担が重くなる。

一次相続と二次相続



一次相続と二次相続での相続税額の違い

前提

父の財産2億円。一次相続の相続人は母と子2人、
二次相続の相続人は子2人。二次相続の際、故人の
母には固有の財産がないものとして計算

相続割合 (一次相続)	母	母	母	母	母
	100%	75%	50%	25%	0%
子	0%	25%	50%	75%	100%
一次相続	540 万円	675 万円	1350 万円	2025 万円	2700 万円
二次相続	3340 万円	1840 万円	770 万円	80 万円	0 円
合計	3880 万円	2515 万円	2120 万円	2105 万円	2700 万円

※基礎控除と配偶者に対する相続税額の軽減のみの特例制度を使って計算

相続財産の計算定義

[現金・預金]

- ・現金化できる額、残高証明額（金融機関で発行）
- ・預貯金払戻しまでの手順



・必要書類

- (1) 遺言書がある場合
- (2) 遺言書がなく、遺産分割協議書がある場合
- (3) 遺言書がなく、遺産分割協議書がない場合
- (4) 家庭裁判所による調停調書・審判書がある場合

[上場株式]

- 1、課税時期の最終価格
- 2、課税時期の月間平均価格
- 3、課税時期前月の月間平均価格
- 4、課税時期の前々月の月間平均価格

上記 4 価格の最も低い価格を適用

[生命保険金、死亡退職金]

受取額 - (500 万円 × 相続人数) = 課税額

[ゴルフ会員権]

取引価格 × 0.7

[一般動産・書画・骨董品]

その時点での調達価格（時価）

[土 地]

国の調査による土地価格の基準である「公示価格」の 80% に批准した路線価方式または倍率方式で評価する。

路線価方式は主に市街地を、倍率方式は郊外地を評価する。

- ・路線価は、税務署の「路線価図」で確認

路線価 × 面積 = 評価額

ただし、土地の形状等に応じた補正率を用いる。

- ・郊外地は倍率方式で評価する

郊外地など路線価が付されていない地域の土地評価は次のように計算する。

固定資産税評価額 × 倍率 = 郊外地の評価額（倍率方式）

固定資産税評価額は、固定資産税課税標準額とは異なるので注意が必

要。評価倍率表は地域により異なるので地域の税務署で確認する必要がある。

計算例、倍率 1.2 の場合

- ・固定資産税評価額 $3,000\text{ 万円} \times 1.2 = 3,600\text{ 万円}$ (評価額)

[家屋]

家屋の評価額は、固定資産税評価額と同額で評価する。

[小規模宅地の特例]

遺産の中に一定の要件を満たす被相続人の住宅や事業に使われていた宅地等がある場合、その宅地等の評価額の一定割合を減額する特例がある。

- ・居住用宅地の場合 240 m^2 まで減額される割合 80%

相続財産から控除できるもの

- ・被相続人の借入金等の債務
- ・被相続人の葬儀費用

